

藤枝市農業委員会 令和7年7月総会議事録

- 1 総会日 令和7年7月16日
- 2 総会場所 市役所西館5階 大会議室
- 3 総会に付した事件 (別紙議案のとおり)

≪議事日程≫

(1) 開 会

(2) 議事録署名人の指名

(3) 報 告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について

報告第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の許可等について

報告第6号 ふじえだゼロから農業エントリー認定者について

(4) 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明申請に対する交付について

議案第4号 租税特別措置法の規定による適格者証明について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

4 出席農業委員

1番 西形 彰

2番 瀧下 貞一郎

3番 池野 知司

4番 前島 豊

5番 松村 節生

6番 臼井 郁夫

8番 松浦 久美子

9番 山川 智己

10番 岡村 政子

11番 大畑 富久

12番 森田 ふさ子

13番 上山 優

14番 石橋 正敏

15番 田森 喜治

16番 熊切 朝男

17番 杉村 金光

(推進委員14名出席)

5 欠席委員

7番 海老名 正和

6 出席職員

局 長	永井 克俊	主 幹	渋谷 香里		
主 幹	永田 祐加	主任主査	黒滝 一	主 事	山口 晏侍

7 説明のため出席した者

なし

13:00～

《総会の成立宣言》

定刻となりましたので総会の設立宣言を行います。

本日の欠席者は、農業委員の海老名正和会長です。また農地利用最適化推進委員の遠藤委員は遅れると連絡を受けております。

農業委員の過半数の出席を得ておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。

それでは職務代理よろしくお願いします。

13:00

議 長 それでは、ただ今から、
藤枝市農業委員会、令和7年7月総会を開会します。
議事録署名人の指名を行います。

2 番 瀧下 貞一郎 委員

17 番 杉村 金光 委員

の両名を指名します。

【報告】

議 長 それでは、報告案件の報告第1号から第6号までの案件を、一括して事務局から報告します。

(事務局説明)

はい、ありがとうございました。

議 長 ただいまの報告事項について、ご意見、ご質問等はありませんか？

(質疑なし)

ないようですので、次に進みます。

【議事】

- 議 長 それでは議事に入ります。
- 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は 2 件です。議案集 22 ページです。
17 番について、農業委員の●●委員のご主人からの申請ですので、先に単独で
審議します。●●委員の退室を求めます。
(●●委員 退室)
- 議 長 それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
17 番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。
(葉梨地区 委員 説明)
- 議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
(質疑なし)
- 議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第 1 号の 17 番は、原案のとおり許可すること
に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手 多数)
- 議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。
●●委員の入室を求めます。
(●●委員 入室)
- 議 長 ●●委員にご報告申し上げます。賛成多数により原案のとおり、この案件は可決
と決定いたしました。
- 議 長 それでは残り 1 件について事務局から許可基準に基づく検討事項について説明
をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
18 番について、高洲地区の委員の方をお願いします。
(高洲地区 委員 説明)
- 議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
委 員 ちょっといいですか？ゼロから農業エントリーは法人でも可能なんですか？
事務局 はい。法人での登録は今のところ 3 件ございます。
議 長 その他ございませんか？
(質疑なし)
- ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第 1 号は、原案のとおり許可することに、
賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手 多数)

議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議 長 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は 1 2 件です。議案集 2 3 ページからです。
それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)

議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
1 6 番・1 7 番について、稲葉地区の委員の方をお願いします。
(稲葉地区 委員 説明)

議 長 1 8 番から 2 3 番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。
(葉梨地区 委員 説明)

議 長 2 4 番について、西益津地区の委員の方をお願いします。
(西益津地区 委員 説明)

議 長 2 5 番について、青島地区の委員の方をお願いします。
(青島地区 委員 説明)

議 長 2 6 番・2 7 番について、大洲地区の委員の方をお願いします。
(大洲地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

委 員 すみません。1 8 番の北方の件ですけど、先ほど調整池の話が出たんですけど、
蓄電池がそもそも 3 0 4 m²で買った土地が 1 6 7 0 m²で、そもそもこんなに大き
くなくてもいいんじゃないかと、半分も買えばいいんじゃないのかという話が出
て、そうすれば調整池なんか作らなくてもいいんじゃないかという話が出たん
ですけど、まあその中で地主さん側の『全部買わなきゃ売らないよ』っていうよう
な話も出たんですか？その辺何か情報があれば教えていただきたい。

事務局 特になかったです。すみません。

この案件については、市の土地利用も入っている案件だったので、今おっしゃら
れたように『この全体を買ってくれないと』という話だったんじゃないかという
推測はあるんですね。全体を活用するにあたってこういう企画で出されたんだと
思うのですが、おっしゃるように半分で済んだんじゃないか？っていうのも代表
審査の時にも話が出ていたんですけど・・・このしろくま電力というところが、全
体を利用して活用したいという計画にするにあたり、この貯水池を作って少しず
つ溜まった水を流していくという様な計画にされたそうです。

議 長 それを計画通り遂行する信ぴょう性はあるんですか？いらないものをそれだけ
業者さんがやるという・・・

事務局 土地利用のかかっている関係があるので、実際に完了審査というものがあります。
関係各課が集まってちゃんとこの通りにやったかどうかを確認するものになり
ます。信ぴょう性はあると思います。

議 長 業者さんもしっかり審査が入るということを承知して、この事業を申請してきた

んですか？

事務局
議長

はい。そうですね。

そういうことだそうです。よろしいでしょうか？

その他にございますか？

委員

26番について質問いたします。この農地区分が農となっていますが、これは青地だということでしょうか？

事務局

そうです。

委員

私の30年ぐらい前の経験だけども、以前は市の広報に2月頃除外申請の受付をするという期間が1ヶ月くらいあって、今はそういったものはないんですか？
というのは、青地であれば除外申請をして除外がとおってそれから転用っていう段取りに以前はなったと思うんですが、今はそれなしに青地から直接転用ってことになるんでしょうか？

事務局

農振法の関係ですので私の方からお答えさせていただきます。本件につきまして、結論からいいますと除外ではありません。青地のままです。これは除外ではないです。青地の農地の中に立地し得るものとして、いわゆる農地耕作する農地と農業用施設用地があります。これは農業のために使う施設の用地ということで国の法令の中に定められたことです。例えば農業用倉庫なんかもそうですし、広幡地区の中にクレアファームの農家レストランあれも農業施設用地ということで青地のところに建てているんですね。ですので、除外ではなくて農用地区域の用途を変更する。農地から農業用施設用地に変更する軽微変更という手続きによって変えている所です。軽微変更は随時受付しておりますので、特に2月8月とかに期間を設けてやっているものではありません。したがってこの軽微変更の手続きを経て農地から農業用施設用地、青地のまま農地から農業用施設用地に変更した上で、今回の農地転用の申請がなされています。以上です。

委員

そうすると転用ってなっているけれども、そのなんて言うんですか？それは農地ではあることは農地なんですか？

事務局

農地法上の農地ではないです。地目から言うと建物が建っていないので雑種地という扱いになるかと思いますが、ただ農地法上は転用しているので農地ではないのですが、農振法上は青地の農用地だということです。したがって例えばこれ残菜置場ということで転用して、これを他の目的で農業とは全く関係のない駐車場にしちゃうとか、土建屋さんが農業に関係のない資材置き場にしちゃうとか、そういった用途には使えません。あくまでも用途が農業用に限定されているということです。

委員

そうすると、この件に関わらず青地の農地を転用したいって場合は、私が知っているように除外申請を出して、それから転用ということになるんですか？

事務局

さようでございます。

委員

わかりました。ありがとうございます。

委員

なかなか知識がないので、ちょっと聞きたいんですが、今農地区分がでましたけ

ど、稲葉なんかでもそうですけど、太陽光発電以外にも農家じゃない人は簡単に作っているんですけど、その２種３種っていう農地区分は、それはもう決められて図面に載っているんですか？

事務局 図面には載っていないくて、何種農地かっていうのを確認しています。それで１種から３種まで白地の場合、甲種もあるので４段階あるんですけども、甲種・１種は転用がほぼほぼ難しいんですが、２種や３種の場合、特に３種の場合は転用、２種の場合は他の代替性が出来れば、転用出来るところで更に建物を建てるとなると、都市計画法の規制があるので、そちらの方に確認していただくんですが、太陽光だったり駐車場だったり雑種地っていうと上物が建物ではないので、農地法の手続きだけで済んでしまいます。

委 員 じゃあ農家じゃなくても売買は出来て・・・ね。

事務局 そうですね。

委 員 ありがとうございます。

議 長 他にございますか？

委 員 １種２種ってその判断はどこが決めているんですか？

事務局 事務局の方で判断するんですけども、申請を上げる前にまず相談に来た時に業者さんなどが転用が可能かを判断するので、青か白かまず確認して、その次に何種農地か？っていうのを確認していきます。その際にこちらで何種農地か答えています。その何種農地かっていうのは判断基準がいくつかありますので、だいたい先ほど私のほうでも宅地率が４０％で３種ですとかをちょっと話していたんですが、その区画の中で宅地率が４割以上が宅地だったりすると３種ですとか、そういうのをこちら事務局で確認をして答えています。

確認の仕方は全国共通のものなので、藤枝独自って訳ではないです。どこもそうやって判断しています。

委 員 農業委員会の事務局で判断している？

事務局 そうですね。

委 員 ハウスを作るときは農業委員会関係ないですか？ハウスを自分たちで造ちゃってるんですけど・・・

事務局 自分の土地に２００㎡未満だったら農業用施設ってことで・・・

委 員 どこかに出してっていうのはないの？何かそういうのはないんですか？

事務局 ハウス・・・

委 員 ハウスでイチジクをやるってハウスをもう造っちゃってる。

議 長 こちらにも聞こえるように、マイクをお願いします。

委 員 ちょっとお聞きしたいんですけど、もうイチジクをやっている青地の田んぼにハウスを造ってるんですよ。そういうのは別にどこかが許可しているんですか？それとも任意でやればいいんですか？任意でもどうなっているんですか？

事務局 ハウスの場合は農業用施設なので大丈夫です。ただハウス建物だったりすると都市計画法の規制が入る可能性があるんですが、シイタケの建物みたいな。

委員　じゃあ四角のじゃダメってこと？

事務局　ハウスだったら・・・

委員　こう連結して造ってあるのは・・

事務局　一番大きいところは、要はハウスの中で何をやっているのか？ってところです。
イチジクを栽培しているんですよね？

委員 路地で作っているものをたまにどこかから持ってくるような。結構もう1反部2反部くらい造ってある。

事務局 ハウスの中で作物を栽培しているのであれば、そこは農地でありますから、いわゆるハウスですね。特に関係ないです。特に手続きは不要です。現実的な話をすると物がビニールハウスでも物置みたいに使っちゃてると、それは栽培目的ではないので、そうすると都市計画法だったり農地法だったりが出てくる場合があります。中でイチジクを作っているってことだから、イチジクを作るのは農業なので栽培ですから特に手続きはいらないです。

委員 ありがとうございます。ちょっと住民から言われたものですから。暑いんですね。風が来なくなっちゃうもんですから。わかりました。別に許可等はいらないですね。

議長　その他にございますでしょうか？

委員 26番のやつで残菜置場臭いが出るってことで移転するってことなんですけど、先ほど写真がでたところ、同じ形態で今度移転するところでやるってことですか？青地ですので宅地化が進むってことはないと思いますけど。まあ風とかの影響で周辺に流れるって可能性、もしくはもう少し形態を密封型にするとかという計画はお聞きでしょうか？ちょっと心配なので。

委員 今回許可申請書の方のその他ここに書かれているんですが、基本的には周りは農地でひらけているもんですから、今現在この置場の周りが住宅地に囲まれちゃってるってことで、移転したいって理由なんですけど。結局その先はどうか？ってことで、参考までに『移動された土地は周囲農地なので被害は予想されませんが転用の際は十分に留意を払います。万一転用による被害が生じた場合は貴の責任において早急に対処いたします。』ということで、対応してくれるそうです。

議長 他に質疑はございませんか？

(質疑なし)

議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第２号は、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(举手 多数)

賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議 長 議案第 3 号「非農地証明申請に対する交付について」
を議題とします。申請は 3 件です。議案集 27 ページです。

それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

7 番・8 番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。

(葉梨地区 委員 説明)

議 長 9 番について、広幡地区の委員の方をお願いします。

(広幡地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

(質疑なし)

ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第3号は、交付することに、賛成の方は挙手でお願いします。

(挙手 多数)

賛成多数により、原案のとおり交付します。

議 長 議案第4号「租税特別措置法の規定による適格者証明について」を議題とします。申請は2件です。議案集28ページです。

それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

1 番・2 番について、高洲地区の委員の方をお願いします。

(高洲地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

(質疑なし)

ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第4号は、交付することに、賛成の方は挙手でお願いします。

(挙手 多数)

賛成多数により、原案のとおり交付します。

議 長 次に議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題とします。農地中間管理事業による促進計画は19件です。

議案集29ページから30ページです。

一般の利用権設定および所有権移転はありません。

事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 事務局の説明に加えて地区の代表委員から補足説明等の必要があればお願いします

(説明がなければ)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はありませんか？

委 員 利用集積促進計画ってことで、これを地図に移してこんな感じで集積したよってわかれば一番いいんじゃないかなと思っていたんですけど。

事務局 地区ごとになってことでしょうか？

委 員 地区ごとでも全体でも集積してるっていうのがわかればいいと思うんですけど。地図に落とさないと集積したかわからないと思って、いつも思っていたんですけど。

事務局 ありがとうございます。集積計画ってことなんですけど、まあ貸借の農地バンク経由の貸借の契約の確認といいますか、それについての意見聴取になるんですけど、地図でお示しできるようにちょっと検討してみたいと思いますけども、出来ますとは言いきれないところがあるんですけども、お示し出来るように少し検討してみようと思います。

議 長 その他にございますか？

(質疑なし)

議 長 ないようですので質疑等を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第5号について意見なしとすることに賛成していただける方は挙手をお願いします。

(挙手)

それでは、賛成多数ですので意見なしで公社に提出します。

議 長 以上、本日の報告、議事案件がすべて終了しました。

議 長 これで、藤枝市農業委員会 令和7年7月総会を閉会とします。

～ 15 : 15

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人